

登録飼養衛生管理者による

豚熱ワクチン接種のための研修（Ⅱ）

～ 知識編（制度）～

参考資料

1

ワクチン接種開始までの主なTo Doリスト

飼養衛生管理者の登録

- ☐ 研修会の申し込み
- ☐ 基礎研修（家保で実施する座学研修）の受講
- ☐ 実地研修（各農場で知事認定獣医師又は家畜防疫員が実施）の受講、報告
- ☐ 申請手続き（要件を満たせば、名簿に登録される）

所属する農場の認定

- ☐ 飼養衛生管理基準の遵守（不遵守事項がある場合）
 - ☐ 改善方針等を作成し、遵守に向けて取り組む
- ☐ 作業手順書等を作成し、農場内で作業手順書を遵守する体制を整備
- ☐ 豚熱ワクチンを保管する冷蔵庫や注射器等、ワクチン接種に必要な備品の整備
- ☐ 申請手続き（県による要件の遵守確認後、農場が認定される）

家伝法第50条に基づく豚熱ワクチン使用許可

- ☐ （知事認定獣医師を活用している場合）知事認定獣医師と今後の対応の相談
- ☐ 農場におけるワクチン接種計画（年間）を作成（知事認定獣医師又は家畜保健衛生所へ相談）
- ☐ 申請手続き（県による確認後、豚熱ワクチンの使用が許可される）

2

ワクチン接種～接種後の主なTo Doリスト

★以下作業手順書に従って適切に実施

豚熱ワクチンの調達、保管

- ☐ 家畜防疫員又は知事認定獣医師による診察を受け、豚熱ワクチン接種票の交付を受ける。豚熱ワクチン接種票を適切に保管する
- ☐ 獣医師から受け取った豚熱ワクチンを、適切に、冷蔵庫で保管する

認定農場における豚熱ワクチン接種

- ☐ 豚熱ワクチン接種票に従い、登録飼養衛生管理者が、適切にワクチン接種
- ☐ 接種した豚等へのマーキング及び農場から移動する際の標識
- ☐ 接種豚台帳に適切に記録
- ☐ 接種票に従って接種しなかった豚等がいた場合には、家保等に相談

ワクチン接種実績、ワクチン使用数量の報告等

- ☐ 接種実績（ワクチン使用本数含む）を、都度、家保に報告
- ☐ ワクチン管理手数料の申請、手数料の納付
- ☐ 使用したワクチンの容器を消毒の上、保管、台帳とともに獣医師を介して返却

その他

- ☐ 都道府県による定期・不定期の立入検査、免疫付与状況確認検査に協力する
- ☐ 毎年1回以上継続のための研修を受講する

3

作業手順書に盛り込む主要内容例

（1）登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること。

- 毎年1回以上研修に参加
- 名簿からの除外措置があった場合の修了証の返納手順

（2）ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関すること。

- 毎月接種計画を家保等と協力して作成する手順
- 都道府県への具体的な提出手順

（3-1）ワクチンの保管に係る手順

- 豚熱ワクチン接種票の交付申請の手順
- 豚熱ワクチン接種票の保管の手順
- 都道府県から配送されたワクチンの受取り手順
- 具体的なワクチンの保管方法（留意事項25参照）
- 豚熱ワクチンの帳簿の作成・保管の手順

（3-2）ワクチンの使用に係る手順

- 登録飼養衛生管理者ごとの接種担当畜舎等の区分
- 豚熱ワクチン接種票に従って登録飼養衛生管理者が接種すること
- 接種対象豚の健康状態の確認
- 具体的な接種手技及びその注意点
- 接種した豚等へのマーキング
- 接種した豚等が農場から移動する際の標識
- 豚熱ワクチン接種票に従って接種しなかった豚等がいた場合の対応
- 接種事故が起こった際の対応手順
- 都道府県に申請した接種対象農場以外で接種しないこと

（4-1）ワクチン接種豚台帳の作成、記録

- 記載事項、記録のタイミング、記録者、保管期間等の具体的定め

（4-2）ワクチン接種実績の報告の手続に関すること。

- 報告のタイミング、報告の内容、報告者等の具体的定め
- 毎月の都道府県への具体的な報告手順

（5）ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること。

- ワクチンの使用数量の記録の手順
- ワクチンの使用数量の定期的な家保への具体的な報告手順
- 使用したワクチンの容器の家保への具体的な返却手順
- その他ワクチン接種に使用した資材の処理方法の手順

（6）その他必要な事項。

- 作業手順書に従うこと
- 家保及び家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・指導に従うこと
- 家保及び家畜防疫員又は知事認定獣医師と連携すること
- 都道府県の立入検査に協力すること
- 飼養衛生管理基準の遵守に向け改善方針を策定し、当該方針に従い対応すること
- 免疫付与状況確認検査の結果、追加接種が必要となった場合の対応
- 登録飼養衛生管理者の登録名簿の記載事項に変更が生じた場合の対応

★具体的な手順・手続に加え、注意点・留意点も盛り込む。写真でわかりやすく！ 4

登録飼養衛生管理者制度一問一答

- Q** 登録飼養衛生管理者は自身の担当畜舎以外にも接種可能ですか？
- A** 登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者として担当する畜舎のある認定農場内の畜舎であれば豚熱ワクチン接種は可能です（ワクチン使用許可及び豚熱ワクチン接種票の対象範囲に留意すること）。接種状況等について、よく農場内で情報共有しましょう。
- Q** 農場に登録飼養衛生管理者は1人しかいませんが、問題ないですか？
- A** 農場の飼養規模等にもよりますが、他に家畜防疫員又は知事認定獣医師が接種を実施していないのであれば、当該登録飼養衛生管理者が体調不良等でお休みしている間にワクチン接種が滞ることも考えられますので、複数名の登録が望ましいです。上記の観点で、登録の際に都道府県から必要に応じて指導する場合があります。
- Q** 飼養衛生管理者は何人まで選任できますか？
- A** 上限はありません。一方で、選任に当たっては、家畜の飼養に従事している者の中でも、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な方が望ましいです。

5

名簿への登録に関する注意点

- Q** 他都道府県で登録飼養衛生管理者になっているのですが、改めて登録される必要がありますか？
- !** 登録飼養衛生管理者によるワクチン接種に当たっては、**従事する農場を管轄する都道府県による修了証の交付及び名簿への登録が必要です。**
- Q** 県内異動により従事する農場が変わったのですが、都道府県に報告する必要がありますか？
- !** 従事する農場が変更になった、新たに他都道府県で登録飼養衛生管理者として登録された等**名簿の記載事項に変更が生じた場合には、管轄する都道府県に届け出る必要があります。**

6

法律違反になる可能性のあるケースの例

- Q** ワクチン使用許可を得て、認定農場で豚熱ワクチン接種に従事しているのですが、**系列の農場でも接種していいのでしょうか？**
- !** 家伝法第50条に基づく使用許可は、登録飼養衛生管理者と、その者が接種可能な認定農場が合わせて定められています。**使用許可外の農場で豚熱ワクチン接種を実施した場合には、家伝法第50条違反になるおそれがあります。ご自身が接種可能な認定農場について許可証を確認しましょう。**
- Q** 登録飼養衛生管理者が病気でお休みしているのですが、代わりに**他の従業員が接種してもいいのでしょうか？**
- !** 豚熱ワクチンの使用許可を受けた登録飼養衛生管理者以外の者が豚熱ワクチン接種を実施した場合には、**家伝法第50条違反になるおそれがあります。**
農場の従業員全員へのルール徹底をお願いします。

7

説明会で出た質問・回答

- Q** 登録飼養衛生管理者の研修会の開催予定について教えてください。
- A** 年1回です。
- Q** 制度開始前後に、各家保で3回開催を予定しています。来年度以降については、調整中ですが、複数回を想定しています。なお、継続のために、毎年研修の受講が必要です。
- Q** 外国人研修生を飼養衛生管理者として登録できますか？
- A** 外国人研修生かどうかにかかわらず、登録要件を満たせば登録できます。ただし、日本語で開催される研修会の内容が理解でき、修了する必要があります。また、家伝法12条の3の2において規定される飼養衛生管理者であることが必要です。
- 飼養衛生管理者は、以下①～③の業務を行うことが規定されています。
- ① 衛生管理区域に出入りするものを管理すること。
 - ② 従業員に対して、飼養衛生管理基準の周知を行うこと。
 - ③ 従業員に対して、衛生管理を適正に行うために必要な教育及び訓練を行うこと。

8

説明会で出た質問・回答

 獣医師でなければ診療を行ってはならないとされている獣医師法17条との整合性についてどのように考えればよいですか。

 国は、豚熱ワクチンは、野生イノシシにおける豚熱感染状況等を加味して緊急的に実施しているものであり、違法性はないとしています。

 知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者のワクチン接種を併用する農場の取り扱いについて、どのように考えればよいですか

 制度の併用は可能です。
併用するには以下の①及び②に注意が必要です。

- ① 知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者が、それぞれ別々にワクチン使用許可を受ける必要があります。
- ② 接種は、各許可申請時に提出いただく、農場ごとの接種計画に基づき実施してください。

9

説明会で出た質問・回答

 万が一、当日に接種ができない（事故や急病等）の場合は、どうすればよいですか。

 各農場で、複数名の登録飼養衛生管理者を登録することにより、一人の登録飼養衛生管理者が急病や急用などで接種できなくても、確実に接種できるような体制を確保してください。

休職の対応など、計画が可能なものについては速やかに計画変更の手続きをお願いします。

やむを得ない場合は、その都度家畜保健衛生所に相談をお願いします。
後日、家畜防疫員接種などを実施するように検討します

10

説明会で出た質問・回答

 家保内のワクチンの受け渡しに関して、家保内でのゾーニングをしていただきたい。未使用ワクチンと各農場から使用済みワクチンが同じ場所で受け渡しをされる現状の改善をお願いしたいです。

 各家保で使用済みワクチンを回収する場所と、未使用ワクチンを受け取りする場所を区別しています。詳細は、各家畜保健衛生所にお問い合わせください。

 空き瓶の消毒方法はどのようにすればよいですか。

 基本的には、以下の方法で消毒をお願いします。詳細については、各家畜保健衛生所に御相談ください。

- ① 汚れている場合は洗浄
- ② アルコールなどをスプレーする、消毒薬に漬けるなど、農場ごとのやりやすい方法で消毒
- ③ ビニール袋に20本（又は日付ごと）に入れる
- ④ ビニール袋外側をアルコールでスプレーする

11